明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（**経済産業**七五）　一

〔告　示〕

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一四七四）　三

○保安林の指定をする件（**同**一四七五～一四八三）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四八四、一四八五）　四

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**一四八六）　五

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**一四八七）　五

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号ロの経済産業省が告示する額を定める告示を廃止する件（**経済産業**一二四）　六

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**同**二二五）　六

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**国土交通**八五九）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**八六〇～八六四）　七

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**八六五、八六六）　八

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一六九～一七五）　八

○河川予定地を廃止する件（**四国地方整備局**八五）　八

〔国会事項〕

内閣　環境省　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

内閣　環境省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、製造たばこ小売定価、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、共同研究者の募集関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二九

会社その他　三〇

省令

○経済産業省令第七十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四章　インバランス料金の設定	**第四章**　インバランス料金の設定
第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。	**第二十七条**　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。
一　一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額	一　一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額
イ　卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引を行うための卸電力取引市場（以下この条において「スポット市場」という。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行うもの	イ　卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引を行うための卸電力取引市場（ロ及び次号において「スポット市場」という。）
ロ　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの	ロ　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの